

「各国の社会保障施策をテストする」(やまだ塾)

イギリス編の問題

(2010年6月3日掲載開始)

(最新の更新:6月10日)

No.	問題	掲載日
1	イギリスでは、労働者互助組織である友愛組合の伝統のもと、1911年の【 】により、救貧から防貧への展開が図られ、社会保障制度が創設された。	6/3
2	第二次大戦中の【 】年に提出された有名な報告書「【 】」(いわゆる「ベヴァリッジ報告」)により戦後の社会保障制度の青写真が示され、逐次整備が進められたことから、歴史的には社会保障制度の体系的な整備に先駆的に取り組んできた国の一つであるとの評価がある。	6/3
3	ベヴァリッジ報告は、戦後のイギリス社会が立ち向かうべき課題として、①窮乏、②疾病、③無知、④【 】、⑤怠惰、を「5巨人悪」と名づけ、そのうち社会保障の目標を特に「【 】」に定めた。いわゆる「ゆりかごから墓場まで」への道は、【 】国家の在り方を明確に定めた「ベヴァリッジ報告」によって開花した。	6/3
4	ベヴァリッジ報告を受けて、戦後のイギリスでは、1945年の【 】、1946年の国民保険法、1946年の【 】、1948年の国民扶助法などの法律が成立した。	6/3
5	社会保障に関して、現在では、給付水準の手厚さや広汎さの面で先進的であるとは言いがたい。社会保障給付費の規模(対国民所得比)でも、アメリカや日本より【 】いものの、ドイツやフランスなど大陸欧州諸国と比べれば【 】い水準にある。	6/3
6	社会保障に関して、概括的にいえば、社会保障の枠内でも、(1)【 】財源で、原則無料でサービスを提供し、公的関与度の高い医療、(2)【 】方式に基づき、公的年金の水準としては低い部類に属する年金、(3)自治体が中心的な役割を果たし、民間サービスの活用も積極的に図られている福祉、といった特色があり、「公」の関与度(民間セクターの役割)、国と自治体の役割分担、制度としての成熟度、機能分化の在り方は様々である。	6/4
7	社会保障に関して、1997年に就任した労働党の【 】首相(~2007年6月)は、それまでの保守党サッチャー・メージャー政権下での自立自助路線を継承しつつも、社会的公正の観点も重視した「【 】の道」を標榜した諸改革を推進した。医療については、2000年に公表した10年計画である「【 】プラン」などの政策的イニシアチブに基づき、大幅な医療費増を達成しながら精力的な改革を進めた。年金については、現在、個人勘定の創設など制度の歴史上でも際立つ大幅な制度改正を行い、福祉については、働くことが可能な者には極力就労を促進する一方、真に困難をきたす者に重点を置くべきであるとの基本的考え方の下、積極的な雇用促進策、就労を促進するための給付内容の見直し、低所得者への重点的な財源配	6/4

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2010 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

	分といった各般にわたる施策が推進されている。	
8	社会保障に関して、2007年に就任した労働党の【 】首相は、ブレア首相が行った改革を引き継ぎ、その着実な実施とサービスの質向上に努めた。また、総選挙の結果、2010年5月11日には、保守党の【 】党首が首相に就任し、1997年ぶりの政権交代となった。	6/4
9	社会保険制度は、年金、雇用関連給付も含めた【 】を対象とした社会保険制度(国民保険)に一元化されている。	6/7
10	社会保険制度に関して、医療については、国民保険制度とは別に、【 】を財源とする国営の国民保健サービス(NHS)として全国民を対象に原則【 】で提供されている。	6/7
11	社会保険制度に関して、高齢者、障害者等に対する社会サービスについては、地方自治体(原則【 】)において税を財源とした対人社会サービスの提供が行われている。	6/8
12	年金制度は、年金を中心として、失業、業務上災害等に係る給付を総合的・一元的に行う制度として【 】を対象としている国民保険制度の基幹部分として運営されている。国民保険は、退職年金(基礎年金、国家第二年金(旧所得比例年金))、就労不能給付、遺族関連給付(遺族一時金、有子遺族手当、遺族手当)、求職者手当、業務災害障害給付等の給付を行う単一の社会保険制度として、医療保障と公的扶助制度を除く総合的な【 】保障制度として実施されている。	6/8
13	年金制度に関して、年金制度部分の基本的な構造は、日本と同じ2階建ての制度であり、1階部分は全国民を対象とする基礎年金、2階部分は【 】のみを対象とする国家第二年金に加入することとなる。	6/8
14	年金制度に関して、義務教育終了年齢を超えるすべての就業者(所得がない又は一定額以下の者を除く)は退職基礎年金に加入する義務がある。被用者は、基礎年金に加え、2階部分の国家第二年金に原則どおり加入するか、あるいは一定の基準を満たす職域年金又は個人年金を選択すれば、国家第二年金の適用除外を受け、私的年金(企業年金又は個人年金)に加入することも可能である。実際には、この適用除外を受けている者は多いことから、私的年金は、2階のみならず3階部分の機能を果たしているといえることができる。(○×で答えよ)	6/9
15	年金制度に関して、支給開始年齢は、退職したかどうかにかかわらず、男性65歳、女性【 】歳である。ただし、女性については2010年から2020年にかけて段階的に65歳に引き上げられることとなっており、さらに、2024年から2046年にかけて男女とも【 】歳に引き上げられる予定である。基礎年金の支給額は、2009年度で、満額の場合(男性は44年、女性は39年の加入が要件だが、2007年年金法により、加入要件は撤廃の予定)、本人約12,300円/週(95.25ポンド/週)、被扶養の妻は夫の支給額の約60%を基本に支給される。2009年の被用者(クラス1)に係る国民保険の保険料率は給与の23.8%(本人11%・使用者12.8%)となっている。	6/9
16	年金制度に関して、他の先進諸国と比べた場合、イギリスの年金制度は、公的年金の給付水準が相対的に【 】いこと、公的年金の役割を【 】する方向の見直しを先駆的に実施してきたことが特徴として挙げられる。他方、近年では、中低所得者の老後の貯蓄不足への懸念	6/10

	や【 】間の公平性の確保が中心的な課題となってきた。	
17	年金制度に関して、初期の労働党ブレア政権下では、1999年および2000年に成立した関連二法により、基礎年金制度は維持しつつ、①主に中低所得者向けの2階部分の新たな選択肢として、管理費用を縮減することにより保険料を低額に抑えた確定拠出型の個人年金である「【 】年金」の創設(2001年4月発売開始)、②従来の国家所得比例年金に比べて低所得者の給付額を高めた国家第二年金を創設し、国家所得比例年金との置き換え(2002年4月以降)、③離婚時の年金受給権整理の新たな選択肢として2階部分の年金権の分割が創設(2000年12月以降開始の離婚手続に適用)されたほか、所得補助制度(公的扶助)において年金生活者を対象とした「【 】額」を設定し、低所得の年金生活者の生活を支援(1999年10月実施)する等の見直しが行われた。	6/10